

大分大学医学部附属病院専門研修プログラム連絡協議会細則

平成30年2月28日制定
平成30年医学部附属病院細則第1-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において専門医を育成するための専門研修プログラムを統括し、その円滑な実施について審議するために設置する大分大学医学部附属病院専門研修プログラム連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専門研修プログラムの基本方針に関すること。
- (2) 専門研修プログラム実施の統括管理に関すること。
- (3) 本院及び連携施設における専攻医及び専門研修指導医の処遇等に関すること。
- (4) 専門研修プログラムの環境整備等に関すること。
- (5) その他専門研修プログラムに関し必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
 - (2) 卒後臨床研修センター長
 - (3) 卒後臨床研修センター副センター長
 - (4) 卒後臨床研修センターの医師
 - (5) 専門研修プログラム統括責任者
 - (6) 専門研修プログラム連携施設の代表者 若干人
 - (7) 医療分野の有識者（本院又は専門研修プログラム連携施設に所属する者を除く。）
 - (8) 専攻医の代表者
 - (9) 看護部長
 - (10) 医学・病院事務部長
 - (11) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第4号から第8号まで及び第11号の委員は、卒後臨床研修センター長の推薦に基づき、病院長が指名又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第4から第8号まで及び第11号の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員に任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代

行する。

(会議)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより協議会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について、委員が出席して開催される次の協議会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 協議会に関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。